

ご存知ですか？「廃消火器リサイクルシステム」

～不要になった消火器はリサイクル～

平成22年1月1日から

「廃消火器リサイクルシステム」の運用が始まりました。

消火器を破棄するには、「消火器リサイクルシール」の貼付が必要となります。

不要になった消火器は、一般家庭ゴミとして捨てることはできません。専門業者に処分を依頼してください。登別市では消火器の回収や処分は行っていません。

(この制度により、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物広域認定制度(リサイクル)の対象となり、一般ゴミとして処分することはできなくなりました。)

【廃消火器リサイクルシステム】

社団法人日本消火器工業会が、消火器の不法投棄や老朽化した消火器の破裂事故を防止し、消火器の安全な回収とリサイクルを推進するため、廃棄物処理法の特例である広域認定制度を団体申請し、環境省の認可を取得しました。

これにより、平成22年1月1日より「消火器リサイクルシール」の貼付と「廃消火器リサイクルシステム」の運用が開始されました。

これまでは、各製造メーカーがそれぞれ回収、リサイクルを行なっていましたが、リサイクルシステムの運用により、どのメーカーが製造した消火器でも回収できるようになりました。



消火器を廃棄するには、**消火器リサイクル窓口(特定窓口又は指定取引場所)**へ直接お持ちいただくか、特定窓口へ引き取りを依頼してください。また、郵送することもできます(※別途消火器リサイクルシール代及び運搬費等の費用が必要となります。)

なお、平成22年1月以降に製造された消火器については、販売価格にリサイクル料金が含まれ、消火器本体にリサイクルシールが貼られています。

【リサイクル対象外品目】

エアゾール式簡易消火具(スプレー式)や消火弾は、リサイクルの対象外となりますのでご注意ください。



排出者



回収依頼



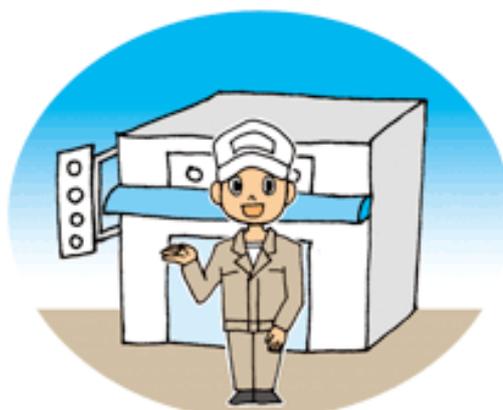
回収



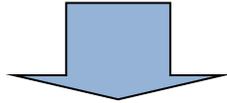
持込み



特定窓口



廃消火器リサイクルシステムの流れ



消火器工業会が取得する広域認定範囲

販売代理店が担う特定窓口



ユーザーから廃消火器を引取り（一次物流及び/あるいは一時保管）、指定引取場所または、リサイクル施設に引き渡す

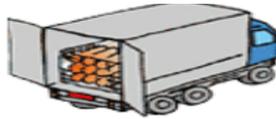
指定引取場所



廃消火器を引取り、リサイクル施設に引き渡す

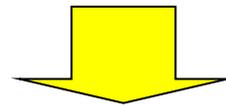
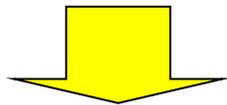
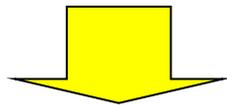
メーカー営業所、廃棄物処理業者等、全国に約200施設を消火器工業会が設営

消火器工業会委託運搬業者

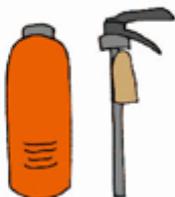


リサイクル施設

消火器工業会が委託する運搬業者（二次物流）から廃消火器を引取り、解体、選別等を実施する



金属部品



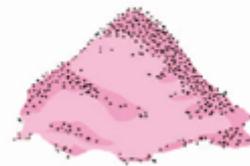
→ リサイクル(売却)

ゴム、樹脂



→ 廃棄物として処分

粉末消火薬剤



→ 再生

【消火器のリサイクル廃棄方法】

リサイクル廃棄方法は、以下の三つの方法があります。

方法 1	特定窓口 に連絡して引き取りを依頼する。(戸別回収) ※リサイクルシール代のほかに運搬・保管費用が必要となります。費用は距離や諸条件により異なりますので特定窓口で確認してください。	
方法 2	特定窓口 又は 指定取引場所 に 直接持ち込む 。 ※リサイクルシール代が必要となります。特定窓口では別途運搬・保管費用が必要となります。特定窓口又は指定取引場所で確認してください。	
方法 3	「ゆうパック」を利用してリサイクル業者に郵送する。	
	ゆうパック専用コールセンター	☎0120-822-306
	※事前に電話で申し込みしてください。 ※全国一律2,310円(運搬費用・リサイクルシール代金含む) ※伝票と消火器発送用の専用箱が届きますので、その際代引きにてお支払いください。	

【特定窓口】リサイクルシステムに登録された消火器販売代理店が、一般の方から廃消火器を引き取ることができる窓口です。

【指定取引場所】指定されたメーカーの営業所等が、特定窓口の事業者が回収した廃消火器を最終的に集め、リサイクル施設へ引き渡しをする窓口です。一般の方の持ち込みも可能です。



※登別市近郊のリサイクル窓口については、「(株)消火器リサイクル推進センター」のホームページで探すことができます。<http://www.ferpc.jp>



お問い合わせは、
消防本部総務グループ予防担当へ
(TEL) 0143-85-9611